

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案
に対する修正案

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

地域における若者の修学及び就業の促進に関する法律

第一条中「、地域における大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学をいう。以下同じ。）の振興及び若者の雇用機会の創出のための措置を講ずることにより」を削る。

第二条第一項中「大学の振興及び若者の雇用機会の創出による」を削り、「及び大学」を「、大学、事業者、事業者団体その他の関係者」に、「並びに事業者の理解と」を「及び」に改め、同条第二項中「大学の振興及び若者の雇用機会の創出による」を削る。

第三条の見出し中「等」を削り、同条第三項を削る。

第四条から第十四条までを削る。

第十五条の見出しを「（地域における若者の修学及び就業を促進するための施策）」に改め、同条中「就業」を「修学及び就業」に改め、「ため」の下に「、地域における若者の修学及び居住に係る経済的負担の軽減」を加え、同条を第四条とする。

第十六条中「大学の振興及び若者の雇用機会の創出による」を削り、同条を第五条とする。
附則を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。